

# 埼玉県森林CO<sub>2</sub>吸収・貯蔵量認証制度実施要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、CO<sub>2</sub>吸収・貯蔵量認証事業の実施に当たり、県が認証する「埼玉県森林CO<sub>2</sub>吸収量認証制度」及び「埼玉の木づかいCO<sub>2</sub>貯蔵量認証制度」の取扱いについて、必要な事項を定める。

## (目的)

第2条 県民や企業・団体が、社会貢献を目的に行う森林整備や県産木材利用によるCO<sub>2</sub>の吸収・貯蔵量を適正に評価することにより、県民参加の森づくりや社会全体でCO<sub>2</sub>削減に取り組む意識の醸成を図る。

## (認証の対象)

第3条 埼玉県森林CO<sub>2</sub>吸収量認証（以下、「吸収量認証」という。）及び埼玉の木づかいCO<sub>2</sub>貯蔵量認証（以下、「貯蔵量認証」という。）の対象は、次のいずれかの条件を満たすものとする、

### (1) 吸収量認証

- ア 「埼玉県森林づくり協定」により、企業や団体等が実施した森林整備活動
- イ 上記以外に知事が適正と判断した森林整備活動

### (2) 貯蔵量認証

- ア 構造材に県産木材を使用した木造の住宅、事業所、商業施設、公共施設等の建築物（以下、「木造住宅等」という）。
  - イ 県産木材を使用した住宅等の内装木質化等。
- 2 前項の森林整備活動やその対象となる森林、木造住宅等及び内装木質化等の内容等については、別に定めるものとする。

## (認証の申請)

第4条 認証を受けようとする者は、吸収量認証に当たっては森林整備が完了したときに、貯蔵量認証に当たっては木材使用量が確定したときに、別に定める様式により速やかに知事あて申請するものとする。

## (認証)

第5条 知事は、前条の申請があったときは、審査を行い適正と認められる場合は、これを認証するものとする。

2 知事は、吸収量認証及び貯蔵量認証を行うに当たり、申請者等に対し、所定の認証書を交付する。

- 3 知事は、吸収量認証及び貯蔵量認証に係る算出、審査事務について、適当と認められる団体等に対し、業務を委託することができる。
- 4 吸収量認証及び貯蔵量認証に係る算定基準、その他認証に当たり必要な事項は、別に定めるものとする。

(認証の変更)

第6条 前条の認証を受けたものは、申請書の内容に変更が生じたときは、速やかに認証変更申請を知事に提出するものとする。

- 2 前条の規定は、前項の変更申請の認証について準用する。

(認証書の利用)

第7条 企業等は、認証書及び認証書に記載された内容を社会貢献活動の実績として広報活動等に用いることができる。

- 2 吸収量認証においては、埼玉県地球温暖化対策計画に利用することができる。
- 3 認証書は埼玉県が独自の方法により評価・認証するものであり、他の制度とは関わりがない。
- 4 認証書を第三者に販売または、譲渡することはできない。

(認証の効力)

第8条 吸収量認証及び貯蔵量認証の効力については、次のとおりとする。

(1) 吸収量認証

ア 森林整備活動により吸収量が適正に発揮できる期間とし、必要に応じ温暖化対策課と協議、調整を図ることとする。

イ 上記期間内に協定等による森林整備活動が履行されないとき、または認証書を不正に使用したときは、認証の効力は失効する。

(2) 貯蔵量認証

ア 貯蔵量が適正に認証できる期間において、次項に該当する場合を除き、認証の効力が発生するものとする。

イ 認証の申請事項に変更があったにもかかわらず、第6条の規定の申請をしなかったとき及び認証書を不正に使用したときは、認証の効力は失効する。

- 2 前項の規定で、不正に使用したときは、その氏名等を公表できるものとする。

(公表)

第9条 知事は、この制度及び認証に係る状況等について、県ホームページ等で公表するものとする。

(認証を受けた者の債務)

第10条 認証を受けた者は、当該認証の対象等について問題が生じたときは、自らの責任においてその処理を行わなければならない。

(所掌)

第11条 この要領に関する事務は、埼玉県農林部森づくり課において所掌する。

(その他)

第12条 この要領に定めのない事項については、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年 4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年 4月8日から施行する。